國學院大學学術情報リポジトリ

九世紀後半における唐朝の国際秩序

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 國學院大學 公開日: 2024-03-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 金子, 修一, Kaneko, Shuichi メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000158

九世紀後半における唐朝の国際秩序

金子修一

はじめに

私は二〇二一年に「渤海をめぐる唐代の国際関係」（清水信行・鈴木靖民編『渤海の古城と国際交流』所収、勉誠出版、二〇二一年）を発表し、その中の「代宗朝以後の異民族の入朝」表で、僖宗の乾符六年（八七九）以降には、唐代に関する編年史料に唐朝廷と異民族との関係が記されていないことを示した。ただ、その表の末尾に「以下記録なし」としたのは誤解を招く表現であり、実際には朝廷以外の地方官衙と異民族との交渉は存在した。それらは『旧唐書』『新唐書』ではなく『資治通鑑』に記録され、南詔との交渉が大半を占める。別に渤海については、新羅の崔知遠の文章や『日本三代実録』の九州に漂著した渤海使節に関する措置から、九世紀後半にも渤海が唐朝と交渉を行っていたことが知られる。

一方、私は「唐代国際関係における日本の位置」（拙著『古代東アジア世界史論考』所収、八木書店、二〇一九年、初出は一九九八年）において、唐末の国際秩序に関する貴重な史料として、南宋・洪遵（一一二〇～一一七四）編『翰苑群書』上（知不足斎叢書第一三集）所収の楊鉅『翰林学士院旧規』（以下『旧

規』と略記）全一巻中の「荅蕃書幷使紙及宝函等事例」（以下「荅蕃書」と略記）を紹介したが、そこに見える南詔及び甘州回鶻への和蕃公主降嫁など、考証を要する記述については手つかずのままにしておいた。『旧規』の成立年代等については故土肥義和先生に詳しい考証があるが（「燉煌発見唐・回鶻間交易関係漢文文書断簡考」、土肥氏『燉煌文書の研究』所収、汲古書院、二〇二〇年、初出は一九八八年）、「荅蕃書」の内容を検討する上でもその論は種々裨益するところがある。そこで、本稿では右の問題を改めて検討すると共に、土肥先生の考証についても関連部分を出来るだけ取り上げて先生の御業績を偲ぶ便（よすが）とすると共に、土肥先生が注目した唐—回鶻間の絹と馬との換算比率についても少しく論及しておいた。但し、以下の本文では土肥先生について土肥氏と称する。

本稿では、以上のような形で九世紀半ば以降の唐と異民族との交渉を概括する。なお、「荅蕃書」の内容を紹介する一「「荅蕃書」に見る唐朝末期の国際関係」の記述は、基本的に「唐代国際関係における日本の位置」の文を踏襲している。

一　「荅蕃書」に見る唐朝末期の国際関係

土肥氏に依れば、『旧規』は九〇四年かそれ以後の同年に極めて近い時期に、八八三年頃から九〇三年までの制敕などを編纂したものである。そのうちの「荅蕃書」（以下「前者」と称する）の内容は以下の如くである（括弧内は細字双行の原註を示す）。

新羅・渤海書頭云、勅某國、云王、著姓名。尾云、卿比平安好、遣書指不多及。使五色金花白背紙、次寶函封、使印。黠戛斯書、使紙幷寶函、與新羅一般。書頭云、勅黠戛斯、著姓名。尾云、卿比平安好、遣書指不多及。使印。回鶻天睦可汗書頭云、

皇帝舅敬問回鶻天睦可汗外甥。尾云、想宜知悉時候、卿比平安好、將相及部族男女兼存問之。（下同前、使印。如冊可汗、即首云、勅某王子外甥、尾云、問部族男女等）契丹書頭云、勅契丹王阿保機。尾云、想宜知悉時候、卿比平安好。（下同黠戛斯也）舊使黄麻紙、平（不）使印。自爲朝宣令使、五色牋紙、幷使印、及次寶鈿函封。（自僭稱神號、奏事多繫軍幾（機）、所賜中書内、改例從權、院中無様）**牂**牁書頭云、

勅牂牁、著姓名。尾云、想宜知悉時候、卿比好否、遣書不多及。五色牋紙、不使印。退渾・党項・吐蕃使首領書頭云、勅、與牂牁一般。使黄麻紙、不使印。賜國舅詔、（著姓名、呼卿。新例不著姓名）諸州刺史書呼汝。南詔驃信書頭云、皇帝舅敬問驃信外甥、尾與回鶻書一般。至不多及後、具四相名銜、書敕一般。此一件、是故待詔李郜云、僖宗在西川日、會行此書、使白紙、亦使印。

以上の文では次宝函の「次」の意味などがよく判らないが、幸い唐の李肇『翰林志』[1] 一巻（『翰苑群書』上所収）に以下の文があり（「後者」と称する）、これと比較することによって、ある程度内容を詰めることができる。

凡將相告身、用金花五色綾紙、所司印。凡吐蕃贊普書及別錄、用金花五色綾紙、上白檀香木眞朱瑟瑟鈿函、銀鏁。回紇可汗・新羅・渤海王書及別錄、竝用金花五色綾紙、次白檀香木瑟瑟鈿函、銀鏁。諸蕃軍長・吐蕃宰相・回紇内外宰相・摩尼已下書及別錄、並用五色麻紙、紫檀木鈿函、銀鏁、竝不用印。南詔及大將軍・清平官書、用黄麻紙、出付中書奉行、卻送院封函、與回紇同。凡畫而不行者藏之、函而不用者納之。

この文と前者の文とを見比べると、前者の不使印とは後者の不用印であり、従って使印は用印であることが判る。前者の契丹の平使印は不使印の誤りであろう。前者の次宝函には後者の次白檀香木瑟鈿函が該当し、これとその前の上白檀香木真朱瑟瑟鈿函とを比較することによって、次宝函とは上宝函に次ぐもの、つまり第二ランクの函であることが判る。前者の契丹の次宝鈿函も同じものであろう。紙質については、後者で金花五色綾紙―五色麻紙―黄麻紙の順は明瞭である。前者の南詔の白紙が新羅の五色金花白背紙の略記であれば、前者についても五色金花白背紙―五色牋紙―黄麻紙という、後者の紙質の順に対応した順序が想定できる。なお、後者の将相告身、前者の冊可汗には函の記述がないが、冊書も含めて告身には実際に封函を用いなかったのかも知れない。また、使印（用印）の具体的種類については後考に俟ちたい。なお、前者中の「賜國舅詔、（著姓名、呼卿。新例不著姓名）」の一文は不完全である。細字双行註の前半の「著姓名、呼卿」は元々本文であって、「新例不著姓名」のみ註文であったのではないか。そうであれば、「國舅に賜う詔は姓名を著し、卿と呼ぶ（新例は姓名を著さず）」と読むことができる。以上については、本論末の第一表・第二表を参照されたい。

以上に拠ってみると、『翰林志』の書かれた九世紀初頭では

吐蕃が最も丁重に扱われ、回紇・新羅・渤海がこれに次ぎ、南詔はその下にあったことが判る。しかるに「荅蕃書」の九世紀末では、書頭を加味して考えると、回鶻（甘州回鶻）・南詔―新羅―渤海・黠戛斯―契丹―**牂**牁―退渾・党項・吐蕃という順番になる。九世紀初頭に比べて吐蕃の凋落が目立ち、代って台頭した南詔の地位が上昇している。黠戛斯（キルギス）の地位は、唐と挟撃して回鶻を四散させた八四〇年代には高かったが、その時期を除くとそれ程高くない。また**牂**牁蛮（**牂**柯蛮）は、武宗の会昌年間（八四一～八四六）以降二度以上冊立されたことがあり（『新唐書』巻二二二下・南蛮伝下）、「荅蕃書」にその名が出てくるのもこのことと関係していよう。九世紀末になって契丹の地位が上昇しつつあることも看取される。日本の地位は、『翰林志』では諸蕃軍長に相当するのであろう。また、八三八年以降五十年以上も遣唐使のなかった九世紀末では、日本が唐の国際秩序を形成する諸蕃の一つに想定されていないのも止むを得ない。日本と新羅・渤海との相違に充分注意すべきである。このように、楊鉅の「荅蕃書」は李肇『翰林志』の記述と対応させることによって、両唐書外国伝に記載された史料の乏しくなる九世紀代の国際秩序を知る上で、貴重な史料となるのである。

二　甘州回鶻への公主降嫁

『翰林志』に見える南詔の清平官は宰相クラスの文官。大将軍は大軍将が正しく、軍制上の最高官であるが文官的性格も多分に持っている。驃信は南詔第七代尋閣勸より自称したと伝えられる王の意味の語である。[2] また、回鶻は八四〇年代に黠戛斯に追われて四散したが、そのうち西走して甘州を中心とする河西回廊のオアシス都市に拠った回鶻は、その後もある程度勢力を維持した。土肥氏に拠れば、「荅蕃書」に見える回鶻はこの甘州回鶻である。「荅蕃書」では、回鶻の天睦可汗に対する国書の書頭は「皇帝舅敬問回鶻天睦可汗外甥」、末尾は「想宜知悉時候、卿比平安好、將相及部族男女兼存問之」であり、南詔の驃信に対する国書の書頭は「皇帝舅敬問驃信外甥」であって、末尾は「回鶻書と（與）一般」、つまり回鶻に対する場合と同様である、としている。回鶻（回紇）には粛宗朝に寧国公主、徳宗朝に咸安公主、穆宗朝に太和公主が降嫁しており、太宗朝に文成公主、中宗朝に金城公主の降嫁した吐蕃がその後も唐から舅甥関係で律せられていたことを想起すれば、回鶻の天睦可汗を唐の外甥と呼んでいることも不思議ではないが、この点に

ついては後述する。一方、南詔に対する公主降嫁の経緯についても再述するが、二〇一九年度の國學院大學大学院修士論文の沼澤由貴氏「唐末五代王朝と西南夷の関係について」（同年一二月提出）に関連した考察があり、その中から皇帝の姉妹である長公主が降嫁することになった理由について以下に紹介する。

黄巣の乱（八七四または八七五～八八四）勃発後、唐の国力は急速に低下し、僖宗の中和三年（八八三）には安化長公主の南詔への降嫁が決まった。黄巣の乱の終熄した翌年の光啓元年（八八五）三月に、僖宗が成都から長安に戻るとこの件は沙汰止みとなったが、南詔に対する長公主の降嫁が一度は唐朝廷によって決定されたことは間違いない。安化長公主は僖宗の父である懿宗の二番目の女（むすめ）、僖宗の姉である。僖宗は咸通三年（八六二）の生まれ、懿宗の安化公主の姉の同昌公主は大中三年（八四九）に生まれ、咸通九年（八六八）に韋保衡に嫁したが翌年に薨去した。安化公主の次の普慶公主は咸通二年（八六一）に生まれたが、咸通七年（八六六）に夭折、四女の昌元公主は生年は不詳だが、やはり咸通年間に亡くなっている。五女昌寧公主・六女金華公主・七女仁寿公主・八女永寿公主は、名のみ伝わって生没年は不詳である。しかし、普慶公主が僖宗の一歳年上なので、昌寧公主以下は僖宗より年少であると考えられる。僖宗には唐興公主・永平公主の二女がいるが、中和三年に僖宗自身が二一歳であるので、唐興公主・永平公主は当時生まれていたとしても、十歳以下であろう。結局、僖宗の姉妹や女（むすめ）の中で、中和三年当時に降嫁に適した年齢であった女性は安化長公主以外にはいなかった、というのが実情であろう。しかし、唐の前半には和蕃公主は全て仮公主であったから、南詔に安化長公主の降嫁が決定した事実から、当時の南詔が安史の乱以降武宗期までの回鶻（回紇）に相当する評価を与えられていた、と言うことはできるであろう。しかしそれは一時的であり、僖宗の長安帰還以後はこの件は進展しなかった。「蒼蕃書」の末尾にも「此一件、是故待詔李郜云、僖宗在西川日、會行此書、使白紙、亦使印」とある通り、「皇帝舅敬問驃信外甥」という国書は、用いられたとしても中和三年から数年間しか通用しなかったのである。「是故待詔李郜云、……」は、待詔として僖宗に近侍した李郜という人物が、この文書は僖宗が成都にいた折に一時的に用意された文書であった、と伝えている、と追記した文であろう。

三　唐末の舅甥関係

「荅蕃書」では、「回鶻天睦可汗書頭云、皇帝舅敬問回鶻天睦可汗外甥」と、「契丹書頭云、勅契丹王阿保機」との二名の固有名詞が見えており、この二名と唐朝との関係についても土肥氏の考証がある。耶律阿保機については次のように述べる。

大賀氏である欽徳の契丹国は僖宗の光啓中（八八五～八八八）に唐朝と盟を結び、以後十年間は中国北辺を侵すことはなかった。しかし、欽徳の政権が衰退すると別部の族長であった耶律阿保機の勢力が強大となり、近隣諸部を併合し自ら契丹王を称するようになって大賀氏を滅ぼした。即ち、耶律阿保機が契丹王を称したのは八九八年頃より後であろう。『資治通鑑』巻二六六・後梁・開平元年（九〇七）五月條「契丹遣其臣袍笏梅老來通好、帝遣太府少卿高頎報之。初契丹有八部」の胡三省註に「莊宗列傳又曰、及欽德政衰、阿保機族盛、自稱國王。天祐二年、大寇我雲中」とあるので、天祐二年（九〇五）の前には契丹王を自称していた。土肥氏は、『旧規』は撰者の楊鉅が昭宗に従って洛陽に遷った天復四年（九〇四）か、それ以後の極めて近い時期に成立した、としているので、「荅蕃書」に耶律阿保機を契丹王と記しているのは、僅々数年前からの自称に対応した措置であったのであり、このことから契丹王が唐側の冊立による称号でないことも明らかである、とする。

耶律阿保機に関する「自爲朝宣令使」の意味は以下に検討するが、契丹に対する唐側の使者が「朝宣令使」となってから、契丹に対する用紙が黄麻紙から五色牋紙となり、具体的には不明であるが印を使うことにもなったのであろう。そうであれば、耶律阿保機の契丹王の称号を正規のものと唐側も認めたことになろう。[3] 後にも触れるように、昭宗の長安入りした天復三年（九〇三）正月に、朱全忠は宮中の宦官数百人を鏖殺している。『資治通鑑』巻二七三・後唐紀・荘宗同光二年（九二四）正月庚戌條の後「内諸司使、自天祐（九〇四～九〇七）以來以士人代之」の胡三省註に「唐昭宗天復三年誅宦官、以士人爲内諸司使、時所存者九使而已。至梁有客省使（下略）」とあり、以後は宦官の占めていた内官の使職も官僚が務めたことが判る。土肥氏は憲宗の元和年間（八〇六～八二〇）から五代までの使職を挙げているが、朝宣令使はその中にはない。五「唐末の南詔及び回鶻と唐との交渉」に例を挙げるが、唐後半には外国への使者に宦官が立つことも多かったので、「朝宣令使」は天復三年以降の一般官僚による外国への使者を指しているのではなか

ろうか。なお、荘宗列伝の荘宗は、後唐初代の皇帝李存勗である（在位九二三～九二五）。

次に、回鶻天睦可汗と昭宗との舅甥関係であるが、敦煌発見ペリオ将来漢文文書「公文書啓規範集（書儀）」（擬題、P三九三一）に、「表本」と題記された上表文の文例が二種写されており、そのうちの一つには「去光化年初、先帝遠　頒冊禮、及　恩賜無限信幣、兼許續降　公主、久（不？）替懿親、初聞鑾駕東遷（下略）」とある。「鑾駕東遷」は、天復四年（九〇四）に昭宗が朱全忠によって洛陽に拉致されたことを指す。「光化年初」は光化元年（八九八）であろう。ちょうど耶律阿保機が契丹王を称した頃に、昭宗は回鶻に公主降嫁を約していたのである。土肥氏は、天睦可汗は回鶻国固有の可汗号ではなく、「表本」で光化年初に昭宗から冊封（冊礼）を受けた人物の可汗号であり、その人物は甘州回鶻の可汗であったと見るのが適当である、とする。なお、「久替懿親」は土肥氏に従って、「不替懿親」とすべきであろう。ここでの「替」は代えるではなく「すたれる」「おとろえる」、即ち「不替懿親」で懿親としての関係を衰えさせない、という意味である。

昭宗は乾寧（けんねい）四年（八九七）一一月に淑妃何氏を皇后としたが（『資治通鑑』、『新唐書』昭宗紀では翌年四月）、翌年に朱全忠が洛陽から西に進撃すると、関中の軍閥の李茂貞と韓建とは恐れて昭宗を奉じて八月に長安に戻り、昭宗は天下に赦して光化と改元した。昭宗が天睦可汗を冊立し公主降嫁を許諾したのは、この長安帰還以後だったのではなかろうか。また、土肥氏の著録、紹介する「燉煌発見唐末、唐・回鶻間交易会計文書断簡」（S八四四四）には回鶻側の進貢品（附進物）と唐の回賜品が列挙されているが、そこに「天睦可汗女附進皇后信物壹角、錦兩疋」という文言があり、この文書が光化元年以降に作成されたものであることが判る。[4] この文書では、回鶻側の個々の附進（進献物）に対して唐側が支払った品物とその数量とが逐一記録されている。後述するように、土肥氏はその間には一定の換算基準が存在しており、本文書は唐—回鶻間における純然たる交易の結果を表す合計決算書というべきものである、とする。この文書を根拠に、韓建・李茂貞やその後の朱全忠によって唐の皇帝が振り回されるようになっても、外交面では引き続き唐の皇帝に一定の権威が存在していた、と考えることはできないのである。

四　唐朝末期における渤海の朝貢

私は前掲の「渤海をめぐる唐代の国際関係」において、『旧

唐書』『新唐書』の本紀・『冊府元亀』巻九七二外臣部朝貢第五・『資治通鑑』という編年史料に拠って、「代宗朝以後の異民族の入朝」表を作成した。それに依れば、九世紀後半に唐に入朝する外国は、懿宗・咸通元年（八六〇）の室韋の一例を除くと南詔のみに限られ、それも僖宗・乾符五年（八七八）を最後に、以後は唐の朝廷に伺候する通常の外交交渉の記録はなくなる。南詔への安化長公主の降嫁をめぐる交渉は、唐末の国際交渉の貴重な事例であったのである。また拙論ではその後の例として、李氏朝鮮の成宗九年（一四七八）に編纂された『東文選』の巻三三・表箋に収録された崔致遠「謝不許北国居上表」を引いて、昭宗の乾寧四年（八九七）に渤海の賀正使の王子・大封裔が渤海を新羅の上席に置くように要請したのに対して唐側がこれを拒絶し、崔致遠が新羅王に代わってその措置に謝意を表したこ[5]とから、唐滅亡の十年前にも渤海が賀正使を派遣していたことを指摘した。なお、崔致遠は八八五年（新羅・憲康王一一年、唐・僖宗・光啓元年）に新羅に戻っているので、その謝意の表が下書きでなければ、新羅も乾寧四年頃に唐に遣使していたことになろう。

さらに渤海については、『日本三代実録』清和天皇・貞観一五年（八七三）五月二七日條及び七月八日條に、甑島に漂著した渤海の遣唐使に関する記録があり、九世紀後半の渤海の唐への遣使についてさらに一例を加えることができる。記録自体は渤海使が日本に漂著した顛末と、それに対する日本側の対応が主となるが、唐に関係する部分についてその記事を紹介しよう。

同年三月一一日、薩摩国甑島郡に渤海の遣唐使崔宗佐ら二艘六十人が漂著した。国司側が筆談で対応すると、其の首崔宗佐・大陳潤等は自書して、「宗佐等渤海國人、彼國王差入大唐、賀平徐州。海路浪險、漂盪至此」と答えた。しかし国司は、彼等が公験を持たず「書く所の年紀」も相違するため[6]、新羅人が渤海人を偽称し、辺境を窃かに窺いに来たのではないかと疑った。そこで彼等を太宰府に回航させたが、一舶は風を得て「飛帆逃遁」してしまった。しかし、同書同年七月八日條に依れば、太宰府から馳駅の上言があり、逃去の一艦は崔宗佐等のものであり、彼等は肥後国天草郡に漂著した。そこで大唐通事張建忠を派遣し、彼等が渤海の入唐の使であることが判明した、という。そして「宗佐等日記幷所賫蠟封函子・雑封書・弓劔等」が中央に進上された。これに対して当日に敕が発せられ、表函（函子）・牒書や印封官銜等は先来の入覲した者の例と符合するので、彼等が善隣の使臣であることは誤りなく、上る所の蠟封の函子・雑封書等は印封したまま返し、随身の雑物も皆な悉く還与する。

乗る所の二舶も繕修し、早くに好去を得させる。ただし、崔宗佐等は彼国の名宦の人で、我が朝の相善を知りながら飛帆逃亡したのは奸賊に似た行動である。その点は責めて、其の非は悔いるようにさせる、と指示した。

つまり、崔宗佐等が唐に派遣された渤海使であったことは明白となったのであり、この事件の起こった貞観一五年（八七三）以前に、彼等は「徐州を平らげるを賀する」ために唐に派遣されていたのである。その「賀平徐州」が、懿宗・咸通九年（八六八）七月から翌咸通一〇年九月にかけて起こった龐勛の乱であることは間違いない。吐蕃衰退後、力を強めた南詔は唐の西南の地域に次第に進出した。これを抑えるために桂州に派遣された徐州の兵が、三年の期限を越えて六年経っても戻されないことを不満として起こしたのが龐勛の乱であり、彼等は徐州への帰還を強行して反乱を続けた。この乱は翌年に鎮圧されるが、黄巣の乱の先蹤として唐衰亡の一契機となった。徐州は現在でも黄河の支流が残り、黄河と長江とを繋ぐほか運河を通じた内陸との交通の要衝でもある。龐勛の乱鎮定の情報は、それほど時を置かずに渤海に伝えられていたのであろう。崔宗佐等の渤海使が八七三年三月に甑島に漂著しているので、前年末ぐらいには渤海を出発していたとすると、八七一年から翌年頃には唐への派遣が決定していたのではなかろうか。中国側の編年史料には現れないが、このように日本の史料から八七〇年頃にも渤海使節が唐に派遣されていたことが確認できるのである。

なお、土肥氏は前掲「燉煌発見唐・回鶻間交易関係漢文文書断簡考」の註（8）で、「『旧規』所収の「沿革」の条には、渤海国王大璋諧への勅書事例があり、それには乾寧二年（八九五）十一月の紀年がある。……『唐会要』巻五七、翰林院は、右の大璋諧への勅書事例とほぼ同文を伝えているが、大璋諧を大瑋璋に、十一月を十月に作っている」と記している（四〇〇頁）。『旧規』沿革では「十一月、渤海國王大璋諧勅書、院中稱加官合是中書意、諮報中書」であるが、『唐会要』巻五七には「乾寧二年十月、賜渤海王大瑋璋勅書、翰林稱加官合是中書撰書意、諮報中書」とある。より判り易い後者で読み下すと、「乾寧二年十月、渤海王大瑋璋に勅書を賜うに、翰林は加官は合に是れ中書が書意を撰し、中書に諮報すべし、と稱す」となるであろう。即ち、渤海王（正しくは渤海国王）の大瑋璋に敕書を賜うのに、官号を加えるのであれば中書（中書門下か）が敕書の下書きの書意[7]を撰して、まず中書に諮問すべきである、と翰林院が意見した、という意味ではなかろうか。従ってこれは、渤海の王に敕書を発信する準備段階に関する記録であって、この時

点で敕書が渤海の王に発信されたかどうかは、この記事からは確かめられない。しかし、さきの「謝不許北国居上表」と併せて、乾寧二年から四年頃でも唐と渤海との間には正規の使者の派遣に関する遣り取りの行われていたことが判る。なお、鈴木靖民・金子修一・石見清裕・浜田久美子編『訳註日本古代の外交文書』（八木書店、二〇一四年）の渤海王系図では、当時の渤海の王は大瑋**瑎**である。

五　唐末の南詔及び回鶻と唐との交渉

唐に関する編年史料に依れば、九世紀半ば以降に唐に遣使した異民族はほぼ南詔のみであり、安化長公主の降嫁は、乾符五年（八七八）の南詔が遣使して和親を請うたことに端を発している。しかし、実際にはこの頃には南詔は独自の活動を強めていた、というのが実情であったのではなかろうか。初めに述べた九世紀後半の唐と異民族の交渉とは、実質的に唐と南詔との交渉であり、その記事は概ね『資治通鑑』巻二五三～二六三に記されている。以下、その点を詳しく述べておきたい。

乾符五年（八七八）四月に南詔は酋望（官名）の趙宗政を遣して和親を請うたが、それに驃信（王）の表はなく、督爽（官名）の中書にあてた牒のみであり、しかも驃信は弟と称して臣と称してはいなかった。一二月に趙宗政は帰国したが、中書は督爽に答える文書は作成せず、西川節度使崔安潛あての書意を作り、崔安潛に答えさせた。広明元年（八八〇）に趙宗政が南詔に還ると、西川節度使陳敬瑄に詔を賜わり、和親及び不称臣を許し、敬瑄に詔白（詔意と同じか）を録させ、敬瑄から南詔にあてて移書させた。そして、嗣曹王李亀年を宗正少卿として使に充てて徐雲虔を副使とし、前に触れたように、別に宦官の内使も遣わして共に南詔に至らせた。中和二年（八八二）七月になると、南詔は上書して早く公主を降嫁させんことを請うたが、詔して方に礼儀を議していると報じた。翌年七月に南詔は、公主を迎えに布燮（官名）楊奇肱を遣わした。唐は陳敬瑄に詔して書を与え、黄巣の乱で輿駕（僖宗）は巡幸中であり、京邑に還るを俟って然る後に出降させる、と答えさせたが、楊奇肱は従わずに成都に至った[58]。そこで一〇月には宗女を長公主として南詔に妻すことにした。このように、乾符五年以降は、唐は南詔に皇帝が直接書を与える方式は徹底的に回避していた。その後、昭宗の乾寧四年（八九七）になると、南詔驃信の舜化が皇帝への書函及び督爽の中書に牒する木夾を上り、中興という年号を用いた。朝廷は詔書を以て報ぜんとしたが、西川節度使

王建は、南詔は小夷であって詔書を辱（かたじけな）くするに足りず、自分が西南にいれば決して犯塞しない、と上言し、昭宗もこれに従った。つまり、この時も詔書で返答することはなかったのである。

なお、広明二年（八八一）正月に僖宗が成都に至ると、三月には群臣もおいおい成都に集まったが、『資治通鑑』巻二五四に「諸道及四夷貢獻不絶、蜀中府庫充實、與京師無異、賞賜不乏、士卒欣悅」とあり、四夷の貢献も成都に集まるようになった。[9] つまり、成都に蒙塵中の僖宗の許にも四夷の使者はやって来たのである。さらに、同書巻二六三・天復二年（九〇二）四月條には次のようにある。

辛丑、回鶻遣使入貢、請發兵赴難、上命翰林學士承旨韓偓答書許之。乙巳、偓上言、戎狄獸心、不可倚信。彼見國家人物華靡、而城邑荒殘、甲兵彫弊、必有輕中國之心、啓其貪婪。且自會昌以來、回鶻爲中國所破、恐其乘危復怨。所賜可汗書、宜諭以小小寇竊、不須赴難、虛愧其意、實沮其謀。從之。

即ち、昭宗の天復二年四月には回鶻（甘州回鶻であろう）が遣使入貢し、助兵を申し出た。これに対して翰林学士承旨韓偓が上言し、「回鶻が唐の人物の華靡と城邑の荒残、甲兵の彫弊を見れば、必ず中国を軽んずる心を起こすであろう。且つ会昌以来、回鶻は中国に破られ、この危機に乗じて怨みを復するであろう。可汗に賜う書には、『小小たる寇窃であるので、そちらが難に赴くを須いない』と諭し、その底意を受け流すべきである」と述べて昭宗もこれに従った、というのである。韓偓の言に従えば、この時の回鶻の目的は助兵や正規の交渉ではなかった。

甘州回鶻の天睦可汗への公主降嫁は光化元年（八九八）八月以降に決定したと思われるが、その時には宮中の宦官が皆殺しにされており、註（4）にも述べたように公主降嫁が実現したかどうかは疑わしい。前述の同時期の「燉煌発見唐末、唐・回鶻間交易会計文書断簡」（S八四四四）には、回鶻側の進献物に対して唐側が支払った品物とその数量とが逐一記録されている。土肥氏は、そこには回鶻の波斯錦一疋＝中国産錦二疋、羚羊角一対＝錦一丈、幅の広い大絹であれば三・三三三丈のように、回鶻からの進献物と唐側の支払った物品との間に一種の換算基準が存在しており、本文書は唐ー回鶻間における純然たる交易の結果を表す合計決算書である、とする。[10] そうであれば、この時期の唐と回鶻との交渉は実際には交易関係に終始しており、甘州回鶻にしてみれば交易が行われていれば公主降嫁の違約など問題ではなかった、ということであるのかも知れない。

なお、土肥氏は前述の会計文書断簡から、唐末において回鶻の馬一頭が絹二五疋程度で交易された、と考察している。『旧唐書』巻一九五・迴紇伝・大暦八年（七七三）一一月條の

迴紇恃功、自乾元（七五八～七六〇）之後、屢遣使以馬和市繒帛、仍歳來市、以馬一匹易絹四十匹、動至數萬馬。

という記述からは馬一頭が絹四〇疋であったと認められるので、土肥氏は馬一頭＝絹二五疋の換算基準を仮説としているが、『文苑英華』巻四六八・翰林詔制四九に白居易の「與回鶻可汗書」（元和三年、八〇八）があり、その中には馬と絹との交易に関わる駆け引きを記した部分があるので、以下に紹介しておく。

達覽將軍等至、省表、其馬數共六千五百疋。據所到印納馬都二萬疋、都計馬價絹五十萬疋。緣近歳已來、或有水旱、軍國之用、不免闕供、令今數内、且方圓支二十五萬疋、分付達覽將軍、便令歸國、仍遣中使送至界首。雖都數未得盡足、然來使且免稽留、貴副所須、當悉此意。

右の引用文の初めの記述では、二万疋の馬の対価の絹が五〇万疋であるので、馬一匹の値段は絹二五疋となる。ところが次の文では、近年水旱等の事情で唐の財政は逼迫しているので、当座二五万疋を払う、と弁明している。方円は四角と丸。水は器の形に従って四角にも丸にも形を変えるので、融通無碍の意。ここでは、規定通りに行うのでないが当座の方策として臨機応変に、という意味になろう。絹二五万疋は馬一万疋の値段となるが、達覽将軍等の持ってきた馬は六五〇〇疋であるので、当座は唐側は馬三五〇〇疋分だけ多めに払うことになる。然し、不足分の三五〇〇疋の馬の到著を待たず、「回鶻側の便宜を考えて、達覽将軍達は帰国させることとする」というのが、「且免稽留、貴副所須」の意味であろう。中使は宮中からの使者で、実際には宦官が当たる。界首は今でいえば国境で、回鶻との勢力範囲の境まで宦官の使者を付き添わせるのであり、ここでも宦官が活躍している。

前述のように、唐ー回鶻間の馬と絹の比価については馬一疋＝絹四〇疋とする史料もある。この文では馬一匹＝絹二五疋としているが、面白いのは今回支払う絹二五万疋を馬六五〇〇疋で割ると、馬一疋＝絹三八疋強、即ちほぼ絹四〇疋となることである。それを念頭に置くと、この文では「緣近歳已來」を理由として、今回は馬一疋＝絹二五疋に値切って支払うことにする、と弁明しているようにも思える。「且方圓」の「方圓」の意味は前に述べた通りで、唐側の苦しい言い訳のようにも見える。[11] すると最後は、絹二五万疋でも今回持ってきた六五〇〇疋分には餘るが、使者は帰国させるのでありがたく思え、と強弁

しているようでもある。従って、この史料だけで馬一匹＝絹二五疋が当時の公定価格である、と言い切るには不安があるかも知れない。

六　おわりに

以上、「荅蕃書」の「唐代国際関係における日本の位置」では取り上げなかった部分について考察を加え、さらに渤海と唐との交渉に関わる史料についても簡単に取り上げた。それらの結果を踏まえて、九世紀後半の唐の国際関係の特徴について考えてみたい。

『翰林志』の書かれた九世紀初頭では吐蕃が最も丁重に扱われ、回紇・新羅・渤海がこれに次ぎ、南詔はその下にあったが、「荅蕃書」の九世紀末では回鶻（甘州回鶻）・南詔―新羅―渤海・黠戛斯―契丹―**牂牁**―退渾・党項・吐蕃という順番となり、九世紀初頭に比べて吐蕃が凋落して南詔の地位が上昇した、という大筋の見通しは改める必要はないであろう。しかし、憲宗朝の元和年間（八〇六～八二〇）では唐朝の政権はまだまだ安定していたが、九〇四年か以後の同年に極めて近い時期に、八八三年頃からの制敕などを編纂した『旧規』の段階では、唐朝は気息奄々たる状態であった。南詔への安化長公主の降嫁は僖宗が長安に戻ると沙汰止みとなったが、それが唐と南詔との間で問題になったわけではなさそうである。南詔やこれに続く甘州回鶻との公主降嫁の話は、「荅蕃書」の書式には影響を与えたが、実際には両国と唐との交渉に画期的な変化があったわけではなかったようである。

それでは、渤海の場合にはどのように考えればよいのか。崔宗佐等が唐に派遣されたのは八七一、二年（唐では懿宗・咸通一二、一三）頃であったし、賀正使の王子大封裔の進状は昭宗・乾寧四年（八九七）のものである。前者の場合は、日本への漂著が無ければ黄巣の乱の前に長安に著いていたであろう。よって、通常の外交使節の範囲内で考えることができる。後者の場合も、乾寧二年一〇月に渤海に賜わる敕書の加官のことが議論されていること、及び大封裔の進状で新羅と渤海との席次の件が問題にされていたことを考えると、これも甘州回鶻の場合のように交易が主目的になっていたものとは思われない。ただ、外交使節にはかなりの金品の持参が許されていたようなので、本稿で扱った唐朝の権威の凋落した時期であれば、渤海や新羅の側で東アジアにおける外交上の優位を確保するためだけでなく、唐朝の回賜を主目的として使者を派遣するようになってい

たのかも知れない。『資治通鑑』巻二五四に、広明二年（八八一）に僖宗が成都に蒙塵しても、諸道及び四夷の貢献が絶えず、蜀中の府庫の充実ぶりは長安と異ならなかった、とあったことを想起すべきであろう。遣唐使に関する史料にはそのような事情は窺われないが、東アジア諸国と唐との交渉でも、経済的な側面もある程度考慮に入れる必要はあるのではなかろうか。

註

（1）『翰林志』については、『四庫全書総目提要』巻七九・史部三五・職官類では元和一四年（八一九）の撰述とするが、中村裕一氏は幅を持たせて元和年間（八〇六～八二〇）の成立とする。同氏『唐代制勅研究』汲古書院、一九九一年、六〇六頁。

（2）藤澤義美『西南中国民族史の研究―南詔国の史的研究―』（大安、一九六九年）、三八九～四三五頁参照。驃信については同書二五頁参照。

（3）契丹王阿保機に関する文の末尾の註に「自僭稱神號、奏事多繫軍幾（機）、所賜中書内、改例從權、院中無樣」とあるのは、耶律阿保機が皇帝を称してからは（九〇七年）、後梁に対する奏事には軍機に関する事柄が多くなり、契丹に賜う文は中書（中書門下か）内で臨機応変（従権）に作成し、翰林院には定まった様式（雛形）は存在しなかった、という意味であろう。土肥氏は、この文は五代に入って編述された記事であり、唐代の制勅事例について後唐の李愚が補足的な説明を加えたものである、とする。

（4）洪勇明「甘州回鶻登里可汗考辯」（『西域研究』二〇一〇年第二期）は、「天睦可汗女附進皇后」の皇后は昭宗が降嫁させた漢（マヽ）の公主である、とする。しかし、原文は

達干宰相附進
羚羊角貳捨對
……
天睦可汗女附進
皇后信物壹角
……
大宰相附進
玉腰帶胯具壹捨貳事

となっており、天睦可汗の女（むすめ）が附進するのは皇后への信物（贈り物）壹角である、という意味である。従って、ここでの皇后は昭宗の何皇后であり、実際に天睦可汗に公主降嫁があったか否かは疑問とすべきであろう。

（5）崔致遠の「謝不許北国居上表」については、浜田耕策「唐朝における渤海と新羅の争長事件」（末松保和博士古稀記念会編『古代東アジア史論集』下巻所収、吉川弘文館、一九七八年）参照。

（6）浜田久美子氏は、唐の年号などであろう、とする。渤海は日本との交渉では、渤海独自の年号を用いた。同氏『日本古代の外交と礼制』（吉川弘文館、二〇二一年）第二部第二章「大宰府における外交文書調査」参照。なお、日本と渤海に関わる本文の記述は浜田氏の論に依拠した。

（7）私は国書の下書きである書意に関連する例を、南宋・高宗（在位一一二七～一一六二）一代の事績を記した李心伝撰『建炎以来繫年要略』（嘉定三年〈一二一〇〉頃成立、台湾・文海出版社の光緒二六年〈一九〇〇〉広雅書局影印本を用いた）から幾つか見出したので、この機会に紹介しておく。

①巻七二・紹興四年（一一三四）正月條

丁巳、朱勝非（南宋の宰相）等奏稟國書意。上曰、意當如此、乃朕一己之見、卿等更覺盡底蘊。勝非等頓首謝。

「国書意」が国書の下書きであることがよく判る文。それを皇帝（ここでは高宗）に確認してもらい、その後に「更覺盡底蘊」、つまり腕に撚りを掛けて文を彫琢するのである。

②巻八〇・紹興四年九月庚午（二四日）條

是日、通問使魏良臣等發行在。前二日、直學士院孫近入對、白稟國書指意。次日、良臣等省中見。近笑而言曰、非細最添。良臣曰幾何。近擧五指於胸前、蓋聞有大擧、意遂增作銀帛共五千萬。至是得國書、辭行。會趙鼎等出餞、朱勝非謝不見。

この「白稟國書指意」は、金に対する通問使の魏良臣等が臨安を発つ前に、直学士の孫近が金に手渡す（皇帝ではなく、長江北岸まで南下した金の将軍に渡す）国書のあらましを説明した、ということであろう。従って、ここでの國書指意は下書きの書意ではなく、完成した国書のあらまし、ということになろう。

③巻一九・建炎三年（一一二九）正月己丑（一〇日）條

是日、上諭宰相黃潛善草二帥書、且趣令進發。潛善曰、國相・元帥書、自來只平文、不用四六。上曰、卿早來所撰與大金皇帝通問書、其語詞甚精確、能寫朕欲言之意、如此足矣、不必須四六也。既而金兵奄至、遂輟行。

①②の五年前の例となるが、金の国相・元帥に対しては平文（韻文に対して散文をいう）を用いるが、皇帝に対しては四六文を用いる、ということが述べられている貴重な例。但し、この時には高宗は起草者の黄潛善に対し、用語が精確でそのまま外交文書として用いられる（能写はそうした意味であろう）ので、金帝に対しても四六文を用いなくてよい、と言っている。黄潛善の通問書は下書きであったのであろう。

④巻一五二・紹興一四年（一一四四）八月條

壬寅、秦檜進呈直學士院楊愿・秦熺之撰賀金主正旦及生辰國書。上覽熺所撰、再三稱善。於是命用之。

これは、国書を二名の官僚に書かせ、皇帝がそのうちの一通を選んだ例である。従って、二通とも下書きとなる。

（8）崔致遠の『桂苑筆耕集』巻二「謝示南蛮通和事宜表」に「臣某言、二月二十六日、宣慰使供奉官李從孟至、伏奉敕旨、入鶴拓使胄嗣王龜年・閣門使劉光裕等回、得驃信兼布燮楊奇肱與西川節度使書、皆備述情誠、無不順命」とあり、本文の内使が閣門使劉光裕であったことが判る。嗣王李亀年等の帰朝も中和二年（八八二）頃であったのであろうか。鶴拓は南詔のこと。閣門は朝廷の内殿に入る正門横の東西の小門で、中唐以後は宦官が閣門使を務めた。崔致遠は唐では高駢（当時は淮南節度使）に仕えたので、「臣某」は高駢か。濱田耕策「新羅の文人官僚崔致遠の〝生〟と〝思想〟」（同氏編著『古代東アジアの知識人崔致遠の人と作品』所収、九州大学出版会、二〇一三年）参照。なお、本文に前述の「謝不許北国居上表」は『桂苑筆耕集』には収められていない。

（9）外交使節は危険と隣り合わせの役目柄か、派遣する王朝からも相手側の王朝からも多くの物品をもらっているようである。この点については、以下の『金史』巻九六・路伯達伝の文が参考になる。

嘗使宋回、獻所得金二百五十兩・銀一千兩、以助邊、表乞致仕、未及上而卒。其妻傅氏言之、上嘉其誠、贈太中大夫、仍以金銀還之、傅泣請、弗許。傅以伯達嘗修冀州學、乃市信都・棗強田、以贍學、有司具以聞。上賢之、賜號成德夫人。（下略）

贊曰、金詘宋稱臣稱姪、受其歲幣、禮也。使聘於其國、燕享、禮也。納其重賂、其可乎哉。時人貪利忘禮、習以爲常、莫有知爲非者。

即ち、宋に使した路伯達が帰国後に、宋から得た金二五〇両・銀千両を朝廷に献上して辺境防備の費用とし、表して致仕を願ったが、上表に及ばずして卒した。そこで妻の傅氏が上言し、皇帝はその誠意を嘉して死後の伯達に太中大夫を贈り、金銀は返却した。これに対して傅氏は路伯達の遺志に従って金銀を献上しようとしたが、許されず、彼が嘗て学んだ冀州の学校に信都・棗強（いずれも地名）の土地を買って寄附し、皇帝は傅氏を賢として成徳夫人の号を賜わった、というのである。伝賛については冒頭の部分を引いたが、路伯達伝の本文と伝賛とから、当時金の使者が宋から賄賂を受けることが常習化していたことが判る。

唐代の事例では、『旧唐書』巻一四九・帰崇敬伝に

大曆（七六六～七七九）初、以新羅王卒、授崇敬倉部郎中兼御史中丞、賜紫金魚袋、充弔祭冊立新羅使。……故事、使新羅者、至海東多有所求、或携資帛而往、貿易貨物、規以爲利、崇敬一皆絶之、東夷稱重其德。

とある。『新唐書』巻一六四・帰崇敬伝もほぼ同様であるが、「先是使外國、多齎金帛、貿擧所無、崇敬囊槖惟衾衣、東夷傳其清德」とある。ここでの弔祭冊立新羅使は、新羅の景德王（在位七四二～七六四）から恵恭王（在位七六五～七七九）への王位継承を指す。以上の文は唐側の使節が訪問先の異民族と交易を行っていたことを示す史料となるが、先方に財物を要求する場合もあり、唐の使節が財物を携行して貿易を強要する場合もあったのである。またその機会を利用して、異民族側が使節に対して自国の有利を図るように働きかけることもあったのであろう。

(10) 前掲「燉煌発見唐・回鶻間交易関係漢文文書断簡考」三九六～三九八頁。

(11) 李錦繡氏は、『唐代財政史考』（下巻）第二分冊（北京大学出版社、二〇〇一年）に「方圓支用」の項を立てて方円の解説をしている（一二〇四～一二〇七頁）。李氏は、「度支・塩鉄・内庫・諸司・諸道・諸州府等には皆な方圓の支用があり、方圓は経費を工面（籌措）したり、支用を増加させたりして、必要のあったところに備える手段である」と説明し、用例を一二例表示しており、『白居易集』巻五七からこの文書の一部も引いている。ただし、李氏は唐の中央政府や地方の財政支出に関心があり、この文書が唐中央と回鶻間の絹馬交易に関わるものであることには言及していない。

第一表　楊鉅「荅蕃書幷使紙及宝函等事例」による国書の格式表

国名	使紙（用紙）	書頭	末尾	宝函・その他
新羅	五色金花白背紙	敕某国・王・姓名	卿比平安好、遣書指不多及	次宝函・使印（用印）
渤海	同右	同右	同右	同右
黠戛斯	同右	敕黠戛斯・姓名	想宜知悉時候、卿比平安好、将相及部族男女兼存問之、遣書指不多及。	同右
回鶻（旧回紇）		皇帝舅敬問回鶻天睦可汗外甥		使印
冊可汗の場合		敕某王子外甥	問部族男女等。	（無函・使印？）
契丹（旧）	黄麻紙	敕契丹王阿保機	想宜知悉時候、卿比平安好、遣書指不多及。	平使印（不使印）
朝宣令使となってより	五色牋紙	（同右）	（同右）	次宝鈿函・使印
牂牁（牂柯）	五色牋紙	敕**牂**牁・姓名	想宜知悉時候、卿比好否、遣書指不多及。	不使印
退渾使首領	黄麻紙	敕退渾・姓名		不使印
党項使首領	同右	敕党項・姓名		同右
吐蕃使首領	同右	敕吐蕃・姓名		同右
南詔	白紙	皇帝舅敬問驃信外甥	想宜知悉時候、卿比平安好、将相及部族男女兼存問之、遣書指不多及。（次に四相の名銜を記す）	

第二表　李肇『翰林志』による身分と用紙等との関係表

将相告身	金花五色綾紙・所司印
吐蕃賛普書及び別録	金花五色綾紙・不用印・上白檀香木真朱瑟瑟鈿函・銀鏁
回紇可汗書及び別録	金花五色綾紙・不用印・次白檀香木瑟瑟鈿函・銀鏁
新羅王書及び別録	同右
渤海王書及び別録	同右
諸蕃軍長書及び別録	五色麻紙・不用印・紫檀木鈿函・銀鏁
吐蕃宰相書及び別録	同右
回紇内外宰相・摩尼以下書及び別録	同右
南詔及び大将軍、清平官等（南詔王）（大軍将）	黄麻紙